

マンション管理の適正化の推進に関する法律及び

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律(令和2年6月公布)

改正の背景

- ・築40年超のマンションが今後増加の一途をたどり、マンションの老朽化や管理組合の担い手不足が顕著な高経年マンションが急増する見込み
- ・老朽化を抑制し、周辺への危害等を防止するための維持管理の適正化や、老朽化が進み維持修繕等が困難なマンションの再生に向けた取組の強化が課題

改正の概要 (マンション管理の適正化法)

国による基本方針の策定

国土交通大臣は、マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針を策定

地方公共団体によるマンション管理適正化の推進

- 管理適正化のための指導・助言等
管理の適正化のために、必要に応じて、管理組合に対して指導・助言等を行う
- マンション管理適正化推進計画制度
基本方針に基づき、管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項等を定める計画を策定
- 管理計画認定制度
適正な管理計画を有するマンションを認定

市内のマンションの実態調査(アンケート) 倉敷市マンションセミナーの開催

- ・市は、市内のマンションの管理状況を把握
- ・居住者等を対象に、管理組合の適切な運営方法や、大規模改修に際して必要な知識・情報をセミナーを通して提供することで、市内のマンションの適正管理を促進する
(令和元年度までは岡山市と共同開催、令和3年度から倉敷市単独開催)

市内のマンションの管理水準の底上げを図る

管理不全マンションを少なくする

倉敷市では、セミナーの開催を通して、市内のマンションの管理水準の底上げを図ります。

「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」(平成12年法律第149号)

第五条 国及び地方公共団体は、マンションの管理の適正化に資するため、管理組合又はマンションの区分所有者等の求めに応じ、必要な情報及び資料の提供その他の措置を講ずるよう努めなければならない。